

# 猪高緑地管理に関する覚書

猪高緑地内の管理・保全に関し、名古屋市名東土木事務所を「甲」とし、猪高緑地自然公園愛護会(なごやの森づくりパートナーシップ連絡会加盟名称:名東自然俱楽部)を「乙」とし、公園愛護会要綱第6条第2号及び4号の内容について、次のとおり覚書を交換する。

## (趣旨)

第1条 この覚書は、名古屋市名東土木事務所「甲」と、猪高緑地自然公園愛護会「乙」組織とのパートナーシップにより、身近な自然環境保全の認識を深め、緑地を良好に管理・保全することを目的とする。

## (総則)

第2条 甲は前条の趣旨に従い、次に掲げる施設の管理・保全について、乙と覚書を交換するものとする。

- (1) 施設の名称 猪高緑地
- (2) 所在地 名古屋市名東区猪高町地内
- (3) 面積(区域) 全体区域面積 約66.2ha (ただし、民有地等を除く)  
詳細は、別図のとおり

## (活動内容)

第3条 乙は次に掲げる内容の活動を行うことができるものとする。

- (1) 雜木林の管理・保全・育成  
間伐、伐採、植樹、下枝打ち、倒木の処理、下草刈り、落ち葉かき、堆肥作り等
- (2) 竹林の管理・保全・育成  
竹の子の間引き、施肥、保護柵の設置、間伐竹・倒竹の処理
- (3) 野草の管理・保全・育成・復元  
生育環境の整備、保護柵の設置、在来野草の移植等
- (4) 野生生物の保護・保全・復元  
生育環境の保全整備、保護柵の設置、在来野生生物の保護
- (5) 親水施設(用水・池・湿地・棚田)の管理・保全・復元  
棚田の環境保全・管理、水生生物の保護・保全、水質の環境調査等
- (6) 自然観察会等  
自然観察会、調査活動、講演会、啓蒙・啓発・親睦・環境教育活動のための催し等
- (7) その他  
その他、施設の軽易な補修等で、甲と協議の上決めたもの。

## (期間)

第4条 この覚書の期間は平成16年7月27日から平成17年3月31日までとする。  
2 前項に定めた期間の満了する日より3ヶ月前までに、双方異議のない場合は、この覚書の期間は1年間、自動的に更新するものとする。次年度以降も同様とする。

(活動計画及び活動報告)

第5条 乙は年間の活動計画を、甲と協議のうえ作成し、提出するものとする。

2 乙は、活動報告を半期ごとに、甲に提出するものとする。

(遵守事項)

第7条 乙は第3条の活動をするにあたって、都市公園法・都市緑地保全法・名古屋市都市公園条例及び同施行規則を遵守するものとする。

2 乙は第3条の活動をするにあたって、他地区より動植物の持ち込みについては、甲と充分協議のうえ、原産地・位置・年月・数量を記録しておくこと。

(免責)

第8条 乙が作業中において生じた事故については、甲は責任を負わないものとする。

(覚書の解除)

第9条 甲は乙がこの覚書に違反した場合は、この覚書を解除することができるものとする。

(協議事項)

第10条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、又は、この覚書に定めのない事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、この覚書履行上、甲との間に問題が生じたときは、なごやの森づくりパートナーシップ連絡会に調整を求めるものとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成16年 7月27日

甲) 名古屋市名東土木事務所  
所長 倉谷 政利



乙) 猪高緑地自然公園愛護会  
会長 土方 恵夫

